

# 相模原市市民活動サポート補償制度同行者補償登録の手引き

市内に活動の拠点を置き、無償（実費弁償程度の場合を含みます。）で、自発的かつ継続的・計画的に公益性のあるボランティア活動を行っている方々が、やむを得ない事情によりボランティア活動に同行させる未就学児を、保護者である活動者とともにボランティア団体などの名簿に登録した上で、市へ登録申請することによって、市民活動サポート補償制度の補償対象とすることができます。

## ～ポイント～

同行者を各団体などで名簿登録した上で、市への登録申請が必要です。  
登録申請の承認日以降に発生した事故が補償対象となります。（注）  
年間の月ごとの同行状況を『同行実績報告書』にまとめ提出していただきます。  
（登録手続き終了後に登録承認書とともに報告書書式を送付します。）

注：承認日以降の事故について、翌年（1月から4月に登録された場合は当年）の4月30日までが補償対象となりますのでご注意ください。

## 1. 対象者は？

市内に活動の拠点を置くボランティア活動者が、やむを得ない事情によりボランティア活動に同行させる未就学児。

未就学児とは、出生の日から満6歳に達する日以後における最初の3月末日まで（4月1日に満6歳に達する場合にあってはその前日まで）の子どもをいいます。

## 2. 登録方法は？

### 【登録申請】

未就学児を、保護者であるボランティア活動者及び同行理由を各団体などで登録する。（別紙2『市民活動サポート保障制度同行者補償登録に係る名簿』を使用してください。）  
別紙1『相模原市市民活動サポート補償制度同行者補償登録申請書』に記入し、別紙2『市民活動サポート補償制度同行者補償登録に係る名簿』、団体の規約や会則、年間事業計画書、事業実施計画、活動スケジュール表や地図など、活動の内容が確認できる資料を添えて、市民協働推進課へ提出。

### 提出書類

別紙1『相模原市市民活動サポート補償制度同行者補償登録申請書』

別紙2『市民活動サポート補償制度同行者補償登録に係る名簿』

団体の規約や会則（書式は問いません。）

年間事業計画、活動スケジュール表など（書式は問いません。）

地図：（活動内容がパトロール活動の場合のみ必要です。）

提出していただいた書類は、市民協働推進課にて厳正に管理いたします。また、個人情報につきましては、本制度に基づく業務以外には一切使用いたしません。

### 【登録結果】

書類審査後、申請者あてに『相模原市市民活動サポート補償制度同行者補償登録承認書』を送付いたします。なお、承認日以降に発生した事故が補償対象になります。

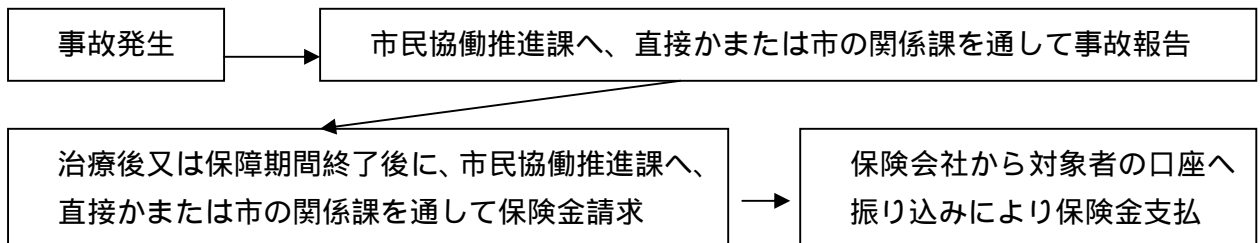
毎年更新手続きが必要です。登録期間満了前に更新確認通知を申請者宛にお送りいたします。

### 【実績報告】

『相模原市市民活動サポート補償制度同行者補償登録承認書』を送付する際に、『同行実績報告書』を同封いたします。年間を通して月ごとの同行状況を記録していただき、延べ人数をとりまとめた上で翌年5月の指定された日までに、市民協働推進課へ必ず提出して下さい。なお、用紙の紛失などがありましたら、市のホームページからダウンロードしていただくか市民協働推進課へご連絡下さい。

## 3. 事故が発生した時は？

事故が発生した場合は直接かまたは市の関係課を通して速やかに市民協働推進課へご連絡下さい。事故の状況を確認した上で、「事故報告書」をお送りいたしますので、必要書類を添えて市民協働推進課へ提出していただきます。なお、手続きの詳細については『相模原市市民活動サポート補償制度の手引き』を参照してください。また、車両に起因する事故・わんわんパトロール中の犬など動物に起因する事故・疾病・名誉毀損による損害賠償請求などは全て対象となりません。



### ✿ ✿ 必要書類 ✿ ✿

万が一の事故に備えて、日頃から以下の書類をご用意下さい。

団体の規約・会則など

年間事業計画書・月間事業計画書など（ と は、団体の総会資料などで可。）

団体の活動者名簿

当日の事業実施計画・活動スケジュール表・活動者出席名簿（役割分担表）など

その他の書類<防犯パトロールや活動の往復途上での事故の場合、地図が必要（地図には活動の範囲・ルートが確認できるように、赤ペンで印をつけて下さい。）>

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 相模原市役所  
市民局 市民協働推進課 市民活動支援班  
電話：042-769-8226（直通） FAX：042-754-7990

# 相模原市市民活動サポート補償制度 同行者補償登録の流れ

## 【各団体などの作業】

ボランティア活動者がボランティア活動に同行する未就学児を、活動者が所属する各団体などに別紙2『市民活動サポート補償制度同行者補償登録に係る名簿』を使用し名簿登録。

## 【各団体などの作業】

各団体などで『相模原市市民活動サポート補償制度同行者補償登録申請書』を作成、団体の規約・同行者名簿などの必要書類を添えて市に提出。

## 【市の作業】

市で書類審査後、『相模原市市民活動サポート補償制度同行者補償登録承認書』を各団体などへ送付。

## 【各団体などの作業】

各団体などで、上記承認書を保管するとともに、年間を通して同行者及び月ごとに同行の回数や同行者の人数を記録。『同行実績報告書』に年間の実績をまとめて翌年の5月の指定日までに、市へ報告する。

## 【市の作業】

市は、各団体などから報告された年間の月ごとの同行者の延べ人数をまとめて保険会社へ報告、保険料の確定精算手続きを行う。